

ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 25 日

ふじみ野市長 高 畑 博

ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 に規定する審判の請求を行う場合の手続等を定めるとともに民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する後見、保佐又は補助開始の審判（以下「後見開始等の審判」という。）を受けた者の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（後見開始等の審判の請求の対象者）

第 2 条 市長は、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第 6 号から第 9 号までのいずれにも該当するもの（以下「請求対象者」という。）につき後見開始等の審判の請求を行うものとする。

- (1) 市内に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく市の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の者
- (2) 市内に現に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている知的障害者福祉法にいう知的障害者（他市町村により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定を適用されている者を除く。）
- (3) 市内に現に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（他市町村が障害者総合支援法第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定を適用している者を除く。）
- (4) 市の介護保険の被保険者
- (5) 市が障害者総合支援法第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定を適用している者
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であるため、日常生活を営むのに支障がある者
- (7) 後見開始等の審判の請求を自ら行う事が困難である者
- (8) 配偶者及び 2 親等以内の親族による保護又は後見開始等の審判の請求が期待できない者。ただし、3 親等又は 4 親等の親族であつて、後見開始等の審判の請求をするものの存在が明らかであるときは除く。

- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第4条第1項に規定する保健医療サービス、福祉サービス、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス等を利用する必要がある者で、これらのサービス等を利用することにより福祉の増進が期待できるもの

（審判の種類）

第3条 後見開始等の審判の請求に係る審判の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条の規定による後見開始の審判
- (2) 民法第11条の規定による保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項の規定による補助人に同意権を付与する審判
- (6) 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する審判

（市民等の要請）

第4条 次に掲げる者は、請求対象者がいると判断したときは、後見開始等審判の請求要請書（様式第1号）に状況調書（様式第2号）を添えて、市長に対し後見開始等の審判の請求を要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 請求対象者の日常生活の援助者（親族を除く。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (6) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

- (9) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

（調査等）

第5条 市長は、前条の規定による要請があったとき、又は請求対象者について後見開始等の審判の請求を必要とする状態にあると推測されるときは、第2条各号に掲げる要件に係る調査等を行うものとする。

2 前項の調査の結果、親族の存在が確認されたときは、当該親族に対して審判の申立ての必要性を説明し、親族による審判の申立てを促すものとする。

(医師の診断)

第6条 市長は、後見開始等の審判の請求を行うときは、あらかじめ請求対象者に対する専門医療機関による認知症等に係る診断を依頼し、その内容により当該審判の請求の要否を判断するものとする。

2 前項の診断の内容は、家庭裁判所の指定する診断書によるものとする。

(事前協議)

第7条 市長は、第5条第1項の調査等により請求対象者に係る後見開始等の審判の請求を行う上で必要と認めるときは、顧問弁護士、家庭裁判所等に事前に協議することができる。

(後見開始等の審判の請求に要する費用に対する助成)

第8条 後見開始等の審判の請求に要する費用に対する助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 後見開始等の審判の請求に要する費用に対する助成を受けなければ、後見等の制度の利用が困難な状況にある場合

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合

2 市長は、後見開始等の審判の請求に要する費用の全部又は一部を対象者が負担できると認めるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項による費用の負担を命ずる審判を求めるため、同法第49条第1項に規定する家事審判の申立てを行うことができる。

3 市長は、前項の審判が確定した場合は、後見開始等の審判の請求に要した費用の請求書（様式第3号）により対象者に請求するものとする。

(報酬助成の対象者等)

第9条 成年後見人等の報酬助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。

）は、後見等の開始の審判を受けた者であり、かつ、報酬助成の支援を受けなければ後見等の制度の利用の継続が困難な状況にある者のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 報酬助成を受ける月の末日において、本人の預貯金等の合計額が100万円以下であること。

(2) 現住家屋等の日常生活に必要な資産以外の資産を有しないこと。

2 報酬助成の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬助成の支給申請)

第10条 助成対象者は、報酬助成を受けようとするときは、成年後見人等報酬助成金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 成年後見人等審判決定通知の写し

(2) 報酬付与の審判決定書の写し

(3) 公的年金等の受給及び受給額の確認できるもの

(4) 所得証明書（助成対象者の属する世帯全員のもの）

(5) 財産目録（家庭裁判所提出書類）の写し

(6) 登記事項証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の申請を行うことができる者は、助成対象者又は助成対象者の成年後見人等（保佐人及び補助人については、代理権を付与された者に限る。）とする。

3 第1項の申請は、報酬付与の審判が確定した日から起算して3か月以内に行わなければならない。

（報酬助成の決定等）

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内容を審査の上、報酬助成の支給の可否を決定し、成年後見人等報酬助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報酬助成金の請求）

第12条 前条の規定により報酬助成の支給の決定を受けた者（以下「報酬助成受給者」という。）が、当該決定に係る助成金の請求をするときは、成年後見人等の報酬助成金支給請求書（様式第6号）により、市長に請求しなければならない。

（届出の義務）

第13条 報酬助成受給者は、本人及び同一の世帯に属する者の所得、財産状況等又は成年後見人の報酬の状況に変更が生じた場合は、速やかに当該内容を市長に報告しなければならない。

（報酬助成の中止）

第14条 市長は、報酬助成受給者が第9条第1項に規定する者に該当しないことを確認したときは、報酬助成の中止を決定し、当該決定について成年後見人等の報酬助成金支給中止決定通知書（様式第7号）により当該報酬助成受給者に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第15条 市長は、報酬助成受給者が偽りその他不正な手段により報酬助成を受けた場合は、当該報酬助成の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、成年後見制度利用の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（ふじみ野市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱及びふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) ふじみ野市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成２１年ふじみ野市告示第２１７号）

(2) ふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成２４年ふじみ野市告示第１３４号）

（経過措置）

３ この告示の施行の際現に廃止前のふじみ野市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱及びふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によってした手続その他の行為は、この告示の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

４ この告示は、施行の日以後に行われた後見人の事務に係る報酬の助成について適用し、施行の日の前日までに行われた後見人の事務に係る報酬の助成については、なお従前の例による。

別表（第９条関係）

階層区分	助成対象者及び世帯員等の状況	助成対象者の居住の状況／報酬助成の額（月額上限）	
		居宅	入所
第１階層	報酬助成を受ける月（以下この表において「助成月」という。）において生活保護法第６条第１項に規定する被保護者の世帯	円 ２８，０００	円 １８，０００
	助成月において助成対象者が老齢福祉年金受給者であって、助成月の属する年度（助成月が４月又は５月のときは、前年度。以下この表において「助成年度」という。）において助成対象者が属する世帯を構成する全ての者（助成対象者を除く。以下この表において「世帯員」という。）が地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条の規定により個人の市町村民税（以下「個人住民税」という。）が非課税である世帯	２８，０００	１８，０００
第２階層	助成対象者の地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下この表において「合計所得金額」という。）が８００，０００	２３，０００	１５，０００

	円以下であって、助成年度において世帯員の個人住民税が非課税である世帯		
第3階層	助成年度において世帯員の個人住民税が非課税である世帯。ただし、第2階層に属する世帯を除く。	18,000	12,000
第4階層	助成年度において助成対象者の個人住民税が非課税であって、世帯員のいずれかの者の個人住民税が課税である世帯	14,000	9,000
第5階層	助成年度において助成対象者の個人住民税が課税であって、助成対象者の助成年度の前年度の合計所得金額が1,600,000円未満のもの	9,000	6,000

備考

- 1 「居宅」とは、助成対象者が入所の状況以外の状況にあるものをいう。
- 2 「入所」とは、助成対象者が生活保護法に規定する保護施設に入所中の状況、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、のぞみ園、共同生活援助が提供される施設に入所中の状況、老人福祉法に規定する養護老人ホーム、有料老人ホームに入所中の状況、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅、介護保険法に規定する介護保険施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護が提供される施設、介護予防認知症対応型生活介護が提供される施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設で入所者生活介護が提供される施設に入所中の状況をいう。
- 3 「居宅」に居住する状況にある助成対象者が3月以上医療機関に入所し又は介護保険法に規定する施設に入所している場合は、「入所」状況にあるものとして報酬助成の額を算定するものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

後見開始等審判の請求要請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

要請者 住所
氏名
電話番号
対象者との関係

下記のとおり、ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 4 条の規定により後見開始等審判の請求を要請します。

記

- 1 対象者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 生年月日(年齢) 年 月 日(歳)
- 2 要請の目的と理由
- 3 当該対象者の状況
別紙「状況調書」のとおり
- 4 その他参考事項

様式第2号（第4条関係）

（表）
状 況 調 書

1 当該対象者の状況

（1）健康状態

（2）日常生活動作（該当事項を○で囲む）

- ア 言語・理解：日常会話可能・ある程度可能・理解困難・理解不可
イ 食事：箸を使い可・スプーンなどで可・一部介助・全介助
ウ 着脱：自分で可・一部介助・全介助
エ 排泄：トイレで可・一部介助・全介助（トイレ・紙おむつ）
オ 移動：自力歩行可・杖歩行可・一部介助・全介助
カ 入浴：自力で可・一部介助・全介助

（3）知能発達程度（該当事項を○で囲む）

ア 療育手帳 有（ ） ・ 無

※ 無の場合、言語・理解の程度

[]

イ 精神障害者保健福祉手帳 有（ 級） ・ 無

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第54条の適用

有 ・ 無

・ 診断名 統合失調症・うつ病・認知症・その他（ ）

・ 医療機関名 _____

・ 発病の時期 年 月 日 ころ

・ 受診歴

・ 状 態

[]

(裏)

ウ 介護保険利用状況

- ・ 介護度 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5
- ・ 在宅介護状況

エ 管理能力

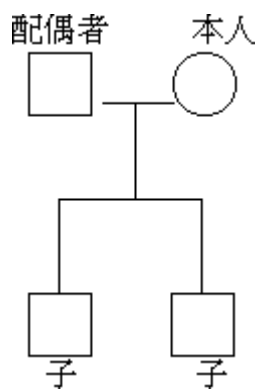
オ 経済面

- ・ 年金 有(年金の種類) ・ 無
- ・ 預金 有(分かる範囲で) ・ 無
- ・ 資産 有(分かる範囲で) ・ 無

2 扶養義務者の状況

(1) 家系図

例)



記入欄

(2) 扶養義務者との関係

- ・ 良好・普通・疎遠
- ・ その状況(具体的に)

様式第3号（第8条関係）

成年後見開始の審判請求に要した費用の請求書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



成年後見開始の審判の請求をさいたま家庭裁判所川越支部に行った事件（
年（家）第 号）について、ふじみ野市が負担した手続費用が、家事事件手
続法第28条第2項の規定により対象者の負担となりましたので、下記のとおり
請求します。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日 年 月 日
- (4) 審判請求の形態

2 審判請求において負担した費用の内容等

- (1) 所在地 ふじみ野市福岡一丁目1番1号
- (2) 負担した者 ふじみ野市長
- (3) 手続費用

【内訳】・収入印紙代	円
・登記印紙代	円
・郵便切手代	円
・診断書料	円
・鑑定料	円

3 費用の支払について

- (1) 請求金額 円
- (2) 支払期限 年 月 日
- (3) 同封した納入通知書により、支払期限までに指定の金融機関で支払ってくだ
さい。

様式第 4 号（第 10 条関係）

成年後見人等報酬助成金支給申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所
申請者 氏名
続柄 本人・成年後見人等

成年後見人等の報酬助成金の支給について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 助成対象者

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 生年月日 年 月 日
- (4) 電話番号

2 成年後見人等

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 事業所名
- (4) 電話番号

3 助成の申請額 円

4 審判の決定額 円

5 添付書類

- (1) 成年後見人等審判決定通知の写し
- (2) 報酬付与の審判決定書の写し
- (3) 公的年金等の受給及び受給額の確認できるもの
- (4) 所得証明書（助成対象者の属する世帯全員のもの）
- (5) 財産目録（家庭裁判所提出書類）の写し
- (6) 登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

成年後見人等報酬助成金支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長 印

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等報酬助成金の支給申請について、下記のとおり支給（不支給）と決定しましたので通知します。
記

- 1 申請者氏名
- 2 助成対象者氏名
- 3 成年後見人等氏名
- 4 支給の決定額（月額） 円
- 5 期間 年 月分 から 年 月分 まで
- 6 不支給の理由

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

成年後見人等の報酬助成金支給請求書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所
氏 名
電話番号

成年後見人等の報酬助成金の支給について、下記のとおり請求します。
記

- 1 助成対象者
(1) 氏 名

(2) 住 所

(3) 生年月日

- 2 請求額 円（ 年 月分から 年 月分まで）

- 3 振込先

金融機関名		店 名	
口座番号		預金種類	
口座名義人	フリガナ		

様式第 7 号（第 1 4 条関係）

成年後見人等の報酬助成金支給中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長 印

年 月 日付け 第 号により支給決定した後見人等の報酬の助成金の支給について、下記の理由で中止したので、ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

助成対象者	住所	〒 電話番号
	氏名	
	生年月日	年 月 日
成年後見人等	住所	〒 電話番号
	氏名	
中止年月日		年 月 日
中止理由		